

学校いじめ・自殺防止基本方針

白河市立小野田小学校

1 基本方針

(1) いじめの基本認識

- ① いじめは、どの子にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは、教師の目の届かないところで起きるものである。
- ③ いじめは、時として被害者と加害者が入れ替わりながら繰り返される。
- ④ 暴力を伴わないいじめは、暴力を伴ういじめとともに、重大事態となることがある。
- ⑤ 学級や部活動の無秩序や閉鎖性などの集団の構造上の問題から発生することがある。
- ⑥ 加害者本人だけでなく、「観衆」（はやし立てたりおもしろがったりする存在）や「傍観者」（周辺で暗黙の了解を与えている者）が存在する。

(2) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

〔いじめ防止対策推進法第2条の規定による〕

「いじめ」に当たるかどうかの判断は、次の点を踏まえて判断すること。

- ① いじめられた児童生徒の立場に立つこと。
- ② 特定の教職員での判断ではなく、法律第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して判断すること。

(3) いじめと考える態様

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句を言われる。
 - ア 身体や動作について不快な言葉を言われる。
 - イ 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ア 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
 - イ 遊びやゲームに意識的に入れない。
 - ウ 席を離される。
- ③ 故意にぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ア わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - イ 叩く、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ウ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- ④ 金品を要求されたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ア 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - イ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てられたりする。
 - ウ 靴に画鋲やガムをいれられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ア 使い走りやさせられたり、万引きやかつ上げを強要されたり、登下校時に荷物を強制的に持たされたりする。
 - イ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理矢理させられる。

ウ 衣服を脱がされたり、髪の毛を切られたりする。

- ⑥ パソコン、情報端末（タブレット、携帯電話、スマートフォンなど）、ゲーム機等で誹謗中傷や嫌なことをされる。

ア ネット上の掲示板やブログ等に誹謗中傷の情報を載せられる。

イ いたずらや脅迫メールが送られる。

ウ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）のグループから故意に外される。

2 いじめ防止等のための取組

（１） いじめの未然防止のための取組

① 児童がいじめを考える取組の実施

ア 運営委員会を中心とした「いじめ・自殺防止キャンペーン」を実施する。

- ・ SOS の出し方に関する教育を行う。（生徒指導と運営委員会が連携）

イ 学級で「いじめはいけない」ことや、「何がいじめなのか」について指導を行う。

- ・ SST（ソーシャルスキルトレーニング）や道徳の授業を通して、友達との円滑なコミュニケーションの取り方や相手の気持ちを考えられるような児童の育成に努める。
- ・ 人権教育を通して、互いの人権を認め、助け支え合う望ましい人間関係の形成を図る。

ウ 「ネット上のいじめ」をはじめとする情報モラルについての指導を行う。

- ・ 教育計画「情報モラル全体計画」を参照し指導する。

② 保護者との連携の強化

学級懇談会（４月）においていじめ防止に関する話し合いの場をもつ。

③ いじめ対策に関する共通理解

ア いじめ対策の方針や手だてを教職員が共通理解するための研修会をもつ。

イ PTA全体会で、学校のいじめ対策に関する説明の場をもつ。

④ Q-Uテストによる客観的実態把握

ア 児童の学級生活や学校生活の情報や学級集団についての情報を得て、児童への対応や学級経営の改善箇所を見出し対応する。

（２） いじめの早期発見に係る取組

① 定期的なアンケート調査の実施

ア Q-Uテストを実施する。

実施時期・・・５月、１０月

イ 児童対象のいじめに関するアンケート調査を実施する。

実施時期・・・５月、７月、９月、１１月、１月

ウ 保護者対象のアンケート調査を実施する。

実施時期・・・７月、１月

② 個別面談の実施

ア 教育相談を実施し、個別に様子を把握する。

実施時期・・・６月、１１月

イ 個別懇談を実施し、保護者から様子を把握する。

実施時期・・・７月、１２月

③ 校外の組織との連携強化

ア PTA全体会、運営協議会において意見交換をする。

イ 児童の通学や地域での生活の様子について情報収集の機会をもつ。

3 いじめ・自殺防止及び対応のための組織

(1) 組織の設置

いじめ・自殺防止等の取組の推進や評価、及びいじめ・自殺の企図等発生時の対応を中核と
なっているために次の組織を設ける。

① 名 称

「いじめ・自殺防止対策委員会」

② 構成員

全職員 （必要に応じてＳＣ、ＳＳＷ）

③ 役 割

ア 学校いじめ・自殺防止基本方針に基づく取組に関わる年間計画の作成、実施、検証、修正

イ いじめ・悩み等の相談、通報の窓口

ウ いじめの疑い等の情報、児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

エ いじめの疑いに係る情報があった場合の組織的対応のための連絡・調整

オ いじめや解決すべきトラブルが発生した場合の対処

（会議の開催、情報の迅速な共有、関係児童の事実関係の把握、指導や支援体制の構築、
対応方針決定、保護者への対応など）

(2) 組織での対応の留意点

① いじめられた児童への支援

事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、再発防止のため必要に応じて心理・福祉等の専門的知識を有する者の協力を得ていじめを受けた児童及びその保護者への支援や助言を行う。

② 取り巻きや傍観者への指導

いじめに同調したり、見ていただけの児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場に立って、そのつらさや悔しさについて考えさせ、行動の変容につなげる。

③ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめへの対処

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、市教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。特に、いじめを受けた児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると校長が判断し緊急性があるときには、直ちに警察署に通報し、協力を仰ぐ。

④ ネット上の書き込み等への対応

ネット上に不適切な書き込み等があった場合、「いじめ防止対策委員会」において対応を協議し、関係児童から聞き取り等を行い、被害にあった児童のケア等必要な支援を行う。

また、書き込みの削除や書き込んだ事案への対応については、必要に応じて、警察署や法務省人権擁護部等と連携して対応する。

⑤ 悩みを抱えている児童への対応

いじめ・悩みアンケートの実施と定期的な教育相談の実施。結果に応じて養護教諭、ＳＣ、関係機関との連携を図り、早期に対応する。

4 重大事態発生時の対応

(1) 重大事態に該当するいじめ

① いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ア 児童が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な障害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

※ 相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により迅速に調査を行う

③ 児童や保護者からいじめにより上記のような重大事態に至ったという申立があったとき。

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、市教育委員会に迅速に報告する。

(3) 重大事態の調査

① 調査の実施

- ア 重大事態の報告内容に基づき、市教育委員会が、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするのかを判断する。
- イ 学校が調査主体となる場合、市教育委員会から指導助言を得ながら実施し、「白河市いじめ等学校問題対策チーム」から人的派遣を得る。
- ウ 市教育委員会が主体となって調査を実施することが適切と判断した場合は、「白河市いじめ等学校問題対策チーム」が主体となって調査を実施する。
- エ 重大事態が発生した場合は、調査組織の指示に従いアンケート調査等を実施し、調査組織に速やかに提出する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されないよう配慮する。
- オ いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際個人情報の保護に留意すること。

5 年間計画

月	児童への指導 児童の取組	面談・アンケート実施	校内研修 保護者等への公表	評価計画
4月	いじめ相談ダイヤルの周知 児童会総会 SSTの実施		学校基本方針の説明 (PTA全体会) 職員会議(生徒指導全体 会) 生徒指導共通理解シ ートを用いる。	
5月		生活アンケート① メディアに関するアンケ ート① Q-Uテスト①		
6月	いじめ・自殺防止キャ ンペーン(運営委員会) ※全校朝の会后	教育相談週間 (6月9日～13日)		
7月	SNSの正しい使い方 に対する指導(夏休み 前)	生活アンケート② 保護者アンケート② 個別面談		
8月				
9月		生活アンケート③ メディアに関するアンケ ート②		中間評価
10月		Q-Uテスト②		
11月	人権教育(1・3・5 年)	生活アンケート④ 教育相談週間 (11月11日～14日)		
12月		個別懇談		
1月		保護者アンケート② メディアに関するアンケ ート③ 生活アンケート⑤	運営協議委員との意見 交換	
2月	今年度の反省			年間評価
3月				評価結果公表

6 評価と改善

- (1) 学校評価に合わせ、学校いじめ・自殺防止基本方針の取組についての評価を行う。評価方法は学校評価に準ずる。
- (2) 評価の結果を踏まえ、年度ごとに次年度の改善を行う。